

架空請求 心あたりのない請求は無視!



Q

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」というハガキが届きました。ハガキには「訴訟」「差し押さえ」「強制執行」などの言葉が並んでいますが、心あたりがありません。ハガキに記載された窓口にお問い合わせをしたほうがいいでしょうか。

架空請求を受けることになりかねませんので、このようなハガキが届いても、絶対に記載されている窓口にお問い合わせをしないでください。過去に何らかの未払いがあるかのように思わせ、さらに、訴訟に関する言葉で不安をあおり、電話をかけさせるのが手口です。

ハガキだけでなく、電話、メールなどで届く場合もあります。いずれの手段であっても、請求内容が不明で心あたりがない場合には、相手に連絡する前に、まずは消費生活相談窓口までご相談ください。



A

1 1月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	11/ 5(火)、19(火)	22-1151
関ヶ原町	11/12(火)、26(火)	43-0070
養老町	11/ 8(金)、18(月)	32-1108

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
神戸町	11/11(月)、25(月)	27-3111
輪之内町	11/ 7(木)、21(木)	68-0185
安八町	11/14(木)、28(木)	64-3111